

広島県告示第八百五十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和二年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団公仁会 榎殿順記念病院	広島市西区横川新町八番 二一号	令和五年七月二九日	更新
広島医療生活協同組 合広島共立病院	広島市安佐南区中須二丁 目二〇番二〇号	令和五年七月二九日	更新
医療法人社団仁井谷 医院にいたにクリニ ック	呉市中通二丁目八番一八 号	令和五年七月二九日	更新